琉球大学学術リポジトリ

学級担任が把握する日本語指導が必要な児童生徒の支援状況―沖縄県北谷町における公立小中学校の全学級を対象にした調査より―

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学グローバル教育支援機構国際教育センター 公開日: 2022-09-13 キーワード (Ja): 外国につながりのある児童生徒, 日本語指導が必要な児童生徒, DLA, 日本語支援体制, 沖縄県 キーワード (En): Students with foreign-related backgrounds, Students in need of Japanese language guidance, DLA, Japanese language support system, Okinawa Prefecture 作成者: 髙橋, 美奈子, 渡真利, 聖子, 平良, ゆかり メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002019444

学級担任が把握する日本語指導が必要な児童生徒の支援状況
－沖縄県北谷町における公立小中学校の全学級を対象にした調査より－

髙橋美奈子，渡真利聖子，平良ゆかり[1]

要　旨

本調査では，「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」（文部科学省 2014）で作成された JSL 評価参照枠＜全体＞をもとに，日本語指導が必要な児童生徒の状況を把握するための調査票を作成し，沖縄県内で比較的日本語支援体制が整備されている北谷町のすべての学級担任を対象に，自身の学級内の外国につながる児童生徒ならびに彼らの学級参加と日本語力を調査した。結果として，学級担任は，文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 30 年度）」結果の 3 倍以上もの児童生徒に日本語指導等の特別な指導が必要だと認識していること，さらにそのうちの三分の一以上の児童生徒は無支援状態であることが明らかとなった。本調査により，無支援状態の児童生徒ならびに学級担任の把握と実際の取り出し指導の差に当たる児童生徒については，DLA を実施して支援の要否や支援内容を正確に測る必要性が示唆された。

【キーワード】外国につながりのある児童生徒，日本語指導が必要な児童生徒，DLA，
日本語支援体制，沖縄県

1. 背景と目的

文部科学省は，1991 年度（平成 3 年度）より日本語指導が必要な児童生徒の教育の改善充実に資するため，全国の公立学校を対象に「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を行っている[2]。同省の調査は，公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の状況を継続的に全国規模で把握している唯一の調査である。同調査で「日本語指導が必要な児童生徒」とは，「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができても，学年相当の学習言語が不足し，学習活動への参加に支障が生じており，日本語指導が必要な児童生徒」と定義されているが，この定義をもとに日本語指導が必要な児童生徒を把握することについては課題も指摘されている。桐村・吉田（2021）は，同調査における個々の児童生徒の日本語指導の必要性の有無が，学校現場の判断に委ねられているにもかかわらず，現場の教員の多くが，定義のキー概念である「生活言語」と「学習言語」の違いを必ずしも理解しているわけではないため，日常会

話ができれば日本語指導の必要がないと判断している可能性が否定できないという。このことから，桐村・吉田（2021）は，青森県内のすべての小中特別支援学校を対象に，「両親または片方の親が外国人である児童生徒」を外国につながる子どもとした上で，彼らの日本語指導が必要か否かについてのみを学校教員に尋ねるのではなく，彼らの日常会話能力，書き能力，教科学習能力を教員に回答してもらうことで，新たな日本語指導の必要性の把握の仕方を試みている。結果として，前述した文部科学省の最新調査で把握した 2 倍にあたる人数の児童生徒が,「日本語指導が必要な児童生徒」に該当することが明らかとなった。

桐村・吉田（2021）の調査結果は，2 点の重要な示唆を与えている。一点目は，前掲した文部科学省の調査回答者が，調査依頼を受けた学校現場の誰なのか定かではないところを，同調査では回答者を「担任などその子どもをよく知る立場の教員」としていることである。沖縄県では，管見で知る限り，公立学校における日本語指導の必要性を把握するための調査は，文部科学省による調査に限られている。しかし，髙橋他（2020）で指摘したように，学校管理職ならびに日本語指導担当教員が児童生徒を把握することには限界や課題があり，日本語指導体制の整備が求められている状況である。よって，本調査においても，桐村・吉田の知見を踏まえ，児童生徒と最も長い時間，学習面・生活面の多岐にわたって接している学級担任に調査を依頼し，各学級における日本語指導の必要性の把握を試みることとした。

桐村・吉田（2021）のもう一つの示唆は，回答を行う学校現場が学習言語についての理解を必ずしも有していない状況を前提とするなら，客観的に日本語指導が必要な児童生徒を把握する手法として，学習言語に着目した新たなアプローチが必要であると示したことである。確かに，桐村・吉田の手法は，専門的な知識を持たない学級担任が日本語指導の要否を生活言語上の課題と区別した学習言語上の課題の観点から判断できる。しかし，学習言語の捉え方が限定的な上，支えがあれば何ができるのかの把握までは想定していないため，一時的な診断的評価に留まってはいないだろうか。

そこで，本調査では児童生徒の日本語指導の必要性を判断するためのアプローチとして, 文部科学省 (2014) による「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」（以下，DLA と略す）で作成された JSL 評価参照枠＜全体＞をベースとして，専門的知識を必ずしも有してない学級担任でもより回答しやすい評価基準を作成し用いることとした。本来，日本語指導が必要かどうかの調査は，その必要性を把握して終わりではなく，把握した児童生徒に必要な支援を行うことを目標とすべきである。よって，調査票の詳細は後述するが，本調査は，全国的に利用可能で汎用性の高い言語能力測定法である DLA の実施につなげるための実態把握も兼ねている。

ついては, 本稿では, 日本語教育的な専門知識を必ずしも有しているわけではないが，子どもたちと日々会話を交わし，学習活動を行っている学級担任が，どのように自身の

学級内の日本語指導が必要な児童生徒を把握しているのかの悉皆調査をもとに，日本語指導体制充実に向けての課題を考察することを目的とする。

2. 沖縄県の日本語指導が必要な児童生徒に関する状況

まず，日本語指導が必要な児童生徒にかかわる全国的な状況について，小中学生に焦点を絞って確認する。前掲した文部科学省（2019）の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 30 年度）」結果によると，全国で日本語指導が必要な小中学生の人数は 46,316 人で前回の 2016 年度（平成 28 年度）調査より 15.7%増加している。その内訳は，日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数が 36,576 人で，日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数は 9,740 人である。これらのうち，日本語指導等特別な指導を受けている外国籍児童生徒は 29,638 人（81.0%），日本国籍児童生徒は 7,334 人（75.3%）で，合計 36,972 人（79.8%）である。つまり，学校現場で日本語指導等の特別な指導が必要だと認められていながらも支援を受けられていない小中学生が，全国では約 1 万人近くいることがわかる。

一方，沖縄県の同調査の結果では，日本語指導が必要な小中学生の人数は 316 人で前回調査から 13.7%増加しており，そのうち外国籍の児童生徒数は 158 人，日本国籍の児童生徒数は 158 人である。このうち，日本語指導等特別な指導を受けている外国籍児童生徒は 122 人（77.2%）で，日本国籍児童生徒は 111 人（70.3%）である。つまり，全国と比べると，沖縄県は無支援状態の児童生徒の割合が高いことがわかる。

公立学校における日本語指導担当教員については，2017 年（平成 29 年）4 月に「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」（以下，「義務標準法」と略す）が改正され，日本語指導のための教員基礎定数が新設されたので，日本語能力に課題のある児童生徒 18 人に対して日本語指導のための教員 1 人の割合で配置されることとなった(3)。2021 年度に沖縄県で日本語指導のために配置された教員は 16 人(4)であり，学校種別にみると，すべて小学校に配置されており，中学校には配置がない。また，配置されている学校の地域別にみると，米軍基地が集中している本島中部地域に 14 人，県内で日本語指導が必要な児童生徒数が最も多い那覇市（南部）に 2 人であり，本島北部や離島には県からの加配教員の配置はされておらず，地域による指導体制の違いが見られる。

3. 調査概要

3.1 調査対象自治体の概要

本研究で調査対象とした沖縄県中頭郡北谷町は，基地を抱える自治体の一つであることから，沖縄県内でも日本語指導が必要な児童生徒が集住している地域である。北谷町

には，小学校 4 校，中学校 2 校があり，すべての学校には日本語指導が必要な児童生徒が在籍している。2021 年度の彼らの取り出し指導は，日本語指導のための県加配教員 2 人，自治体で雇用されている日本語支援員 1 人の計 3 人が担当している。3 人の日本語指導教員・支援員は，それぞれ配置されている学校以外にもう一つ別の学校でも週 1 回程度巡回指導を行っているので（後述 表 15 参照），必要十分かは議論の余地があるが，自治体内のすべての学校で日本語の取り出し指導が可能な状況を有している。

こうした 3 人での支援体制は，2019 年度から 2021 年度現在まで継続してとられているが，文部科学省（2019）の直近の調査が行われた 2018 年度（平成 30 年度）時点では，自治体雇用の日本語支援員はおらず，県加配教員 2 人体制で指導にあたっていた。2018 年度の北谷町の日本語指導が必要な児童生徒の数は 34 人である（表 1）。

表 1 北谷町の日本語指導が必要な児童生徒数（2018 年度）

学校種	外国籍	日本国籍	計	左記のうち特別な指導を受けている児童生徒		
				外国籍	日本国籍	計
小学校	7	26	33	7	17	24
中学校	1	0	1	0	0	0
計	8	26	34	7 （87.5%）	17 （65.4%）	24 （70.6%）

出典：文部科学省（2019）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 30 年度）」の北谷町調査結果から筆者作成

同調査結果では，表 1 の日本語指導が必要な児童生徒のうち，日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数は，外国籍児童生徒が 7 人，日本国籍児童生徒が 17 人の計 24 人であると報告されている。つまり，2018 年度（平成 30 年度）時点では，北谷町の日本語指導が必要な児童生徒のうち，日本語指導等特別な指導を受けている者の割合は 70.6%であることがわかる。

文部科学省による「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」は本来なら 2020 年度（令和 2 年度）が最新の調査実施年であるが，新型コロナウィルス感染症対策に伴う回答者の負担軽減の観点から調査実施が見送られ，2022 年 3 月 20 日時点では表 1 の結果が最新である。そこで，2021 年 11 月時点において，北谷町内で日本語指導のための教員・支援員 3 人が取り出し指導を行っている児童生徒の人数について聞き取り調査を行った。結果は表 2 の通りである。

表 2 北谷町で日本語の取り出し指導を受けている児童生徒（2021 年 11 月時点）

学校	人数
A 小学校	20
B 小学校	3
C 小学校	20
D 小学校	13
E 中学校	6
F 中学校	8
計	70

表 1 と表 2 では，調査した時期や方法が異なるため単純に比較することはできないが，北谷町での日本語指導教員・支援員一人当たりの指導人数で比べると，

2018 年度時点では 24 人の児童生徒を 2 人で指導しているため，一人当たり 12 人となり，2021 年度時点では 70 人の児童生徒を 3 人で指導しているため，一人当たり 23.3 人となる。以前より支援員が 1 人増えたものの，一人当たりの児童生徒は増加していることがわかる。

3.2 調査票について

前述したように，本調査では DLA で作成された JSL 評価参照枠＜全体＞をもとに，日本語指導が必要な児童生徒の状況を把握するための調査票を作成した。DLA は，日常会話はできるが，教科学習に困難を感じている児童生徒を対象に，子どもの言語能力と必要とされる学習支援を把握することを目的に作成された対話型の日本語能力測定ツールである。しかし，DLA については，「実際に DLA で日本語能力を測定する学校は，日本語指導の必要な児童生徒が在籍する学校のごく一部にとどまる。判定に一人約 2 時間かかるなど負担が大きく，敬遠されがちだ」(『日本経済新聞』2022 年 1 月 24 日，朝刊，12 版：34）という指摘もある。さらに，前掲した文部科学省（2019）の調査結果でも，日本語指導が必要な児童生徒の対象であるかの判断について，「DLA や類似の日本語能力測定方法により判定している」と回答したのは，日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が在籍する全国 7,852 校中 2,572 校と約 32.8％であった。

そこで，DLA の包括的尺度（JSL 評価参照枠＜全体＞）にもとづき，学級担任による児童生徒の日頃の観察や指導を通しての反応から日本語指導の必要性の有無を把握することを試みることとした。

調査にあたって対象とする学級は北谷町内のすべての学校の全学級であり，回答者は学級担任である。設問は，次の 2 項目である。

（1） 当該学級の中で，「外国につながりのある児童生徒」（重国籍，外国籍，帰国児含む）[5] は何人いますか。把握できる範囲でご記入ください。該当する児童生徒がいない場合は「０」とご記入ください。*※人数が０の場合，質問はこれで終了です。*

（2） 当該学級の「外国につながりのある児童生徒」（重国籍，外国籍，帰国児含む）の日本語力は次のどれに当てはまりますか。

① （１）で答えた児童生徒全員について，各ステージの人数をご記入ください。

② ①のうち，現在，何らかの特別な日本語支援・指導を受けている児童生徒の人数をご記入ください。

引用：本調査　調査票設問より

まず，設問（1）では各学級内の外国につながる児童生徒の数を把握するために，国籍

や母語にかかわらず，外国滞在経験等も含め，広く外国につながる児童生徒を対象として把握した。次に，設問（2）では，外国につながる児童生徒の学級参加と日本語力を 5 つのステージ（「支援不要」を含む）と，「把握不可」の 6 つの基準で判断してもらった。表 3 は，本調査における児童生徒の学級参加と日本語力に関するステージ区分である。また，DLA と本調査の対照は次の表 4 の通りである。

表 3 本調査における児童生徒の学級参加と日本語力に関するステージ区分

ステージ	子どもの学級参加と日本語力	①	②
1	● 日本語による意思疎通が難しい。 ● 在籍学級での学習はほぼ不可能。	人	人
2	● 単文の理解が難しく，発話にも誤用が多く見られる。 ● 学級活動には部分的にある程度参加できる。	人	人
3	● 日常生活に必要な基本的な日本語がわかり，自らも発話ができる。 ● 話し言葉を通した学級活動にはある程度参加できる。しかし，授業を理解して学習するには読み書きにおいて困難が見られる。	人	人
4	● 教科内容に関連した内容が理解でき，授業にも興味を持って参加しようとする。 ● 読み書きにも抵抗感が少なく，自律的に学習しようとする。 ● 必要に応じて支援が必要。	人	人
5	● 教科内容に関連した内容が理解でき，授業にも興味を持って参加できる。 ● 読み書きにも抵抗感がなく，自律的に学習できる。 ● 特別な支援は必要ない。	人	人
―	● 日本語力は不明（登校していないなどの理由によって把握できない）。	人	人

表 4 DLA による JSL 評価参照枠＜全体＞と本調査基準の対照表

基準元	初期支援段階		個別学習支援段階		支援付き自律学習段階		支援不要	把握不可
DLA	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4	ステージ 5	ステージ 6		
本調査	ステージ 1		ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4		ステージ 5	–

DLA では，ステージ 1～2 は手厚い指導が必要となる初期支援段階，ステージ 3～4 は個別的な指導が必要となる個別学習支援段階，ステージ 5～6 は必要に応じて支援をしていくことが必要な支援付き自律学習段階とされている。本調査では，日本語教育的な専門知識を必ずしも有していない学級担任でも日頃の観察・指導から包括的な判断が可能なように，学習参加状況と日本語力の違いが明確なステージで区分し，さらに特別な

支援が必要ないステージと不登校等で学習参加状況や言語能力が把握できないステージを設けた。つまり，本調査は個々の児童生徒に DLA の各技能別ツールを実施して分析的に判定してもらった結果ではなく，あくまでも学級担任による日頃の観察・指導からのステージ予測にすぎない。また，本調査の実施で日本語指導の必要性の有無が判断されることを良しとしているわけではなく，この予測に基づいて，DLA を実施する必要がある児童生徒を見極めることで，より丁寧に子どもたちの潜在的な力を把握でき，適切な支援につながると考えている。本調査では，学級担任が日頃の児童生徒の観察・指導から，JSL 評価参照枠＜全体＞のステージをどのように予測し，日本語指導の必要性を把握しているのかを明らかにすることを目的としている。

4. 調査結果

本調査は 2021 年 11 月から 2022 年 1 月に実施した。回答は，調査の対象となる北谷町の A～F すべての学校のうち，F 中学校の特別支援学級を除く全学級より得られた。本章ではその結果について述べる。

4.1 北谷町の外国につながる児童生徒数

表 5 は，本調査で明らかとなった北谷町の学校に在籍する外国につながりのある児童生徒数，および全児童生徒数に対するその割合である。表 6 は沖縄県企画部統計課「令和 2 年度学校基本統計（学校基本調査）」における北谷町の外国人・帰国児童生徒数，および全児童生徒数に対するその割合である。

表 5 と表 6 は調査年度が異なるものであるが，小学校・中学校ともに全児童生徒数については大きな差は見られない。一方，調査対象に関してこの数字を見ると，「外国につながる児童生徒」（表 5）とした場合と「外国人・帰国児童生徒」（表 6）とした場合とでは，前者が後者の約 12.5 倍にも上ることに注目したい。本調査での「外国につながりがある児童生徒」とは，3.2 で示した通り，重国籍児らを含むものである。この点が表 6 の対象者 (6) との違いであるが，北谷町において重国籍の児童生徒が多い背景として，米軍基地を有している地域性が考えられる。さらには，重国籍の子どもは住民登録上は通常集計できないものであるため，子どもたちと日常的に接しているより近い存在の学級担任によって回答されたことがこの数値の差を生み出したとも推測される。これらのことからも，本町においてより詳細に日本語指導を必要とする児童生徒の実態を把握するためには，調査対象をどこまで広げ，かつ誰に回答してもらうかは重要であると言える。

次に，表 5 の小学校と中学校の数を比較すると，中学校における当該児童生徒は小学校に比べて割合が減る点に注目したい。本調査では学級担任の把握できる範囲での回答としているが，小学校教員と中学校教員では子どもと接する時間の量的な違いがあることからくる把握の差，または米軍基地関係者の場合は基地内学校やインターナショナル

スクール等への進学など，いくつかの要因が考えられるため，小学校から中学校にかけての減少やその回答の正確性については，今後より詳細な調査が必要である。

表 5 北谷町内小中学校 外国につながりのある児童生徒数と割合（本調査）

学校種	外国につながりがある		全児童生徒数
	人数	割合	
小学校	160	8%	2,035
中学校	28	3%	960
合計	188	6%	2,995

表 6 北谷町内小中学校 外国人・帰国児童生徒の数と割合（2020 年度）

学校種	外国人・帰国児童生徒		全児童生徒数
	人数	割合	
小学校	10	0.5%	2,090
中学校	5	0.5%	961
合計	15	0.5%	3,051

出典：沖縄県企画部統計課（2021）「令和 2 年度学校基本統計（学校基本調査）」から筆者作成

4.2 学級参加・日本語力ステージ別の児童生徒数

表 7 は北谷町の全小学校の外国につながる児童 160 人を学級参加・日本語力ステージ別に示し，さらにそのステージ 1～4 の日本語指導が必要とされるレベルの児童数とその割合を集計したものである。表 7 は北谷町の全中学校の外国につながる生徒 28 人についての同様の集計である。いずれも特別支援学級も含めた集計である [(7)]。

小学校, 中学校ともにステージが上がるほど割合も高くなっている。この点について，北谷町では日本国籍（重国籍）児童生徒や親が日本人の者が多いためであろうと予想される。しかしそれでもなお，ステージ 1～4 の日本語指導が必要とされる児童生徒は，小学校が 53%（84/160 人），中学校が 46%（13/28 人）と，外国につながる全児童生徒の 5 割前後の比率でいることがわかる。

次に，学校別や学年別にその分布の詳細を見てみる。表 9 は学校別に各ステージの児童生徒の分布を示したものである。表 10 は，学校別日本語指導が必要な児童生徒数である。表 7・表 8 で示した通り，北谷町の 6 校全体ではステージが上がるほど人数が多かったが，学校別に見ると必ずしもそうではない学校もある。特に D 小学校は，ステージ 4 の児童数が最も多くステージ 5 の 3 倍もいる。同校はステージ 1，ステージ 2 が 0 人であることも特徴的である。一方, A 小学校は外国につながる児童数が最も多い学校で，他校に比べてステージ 1 の児童の割合も高めである。また，ステージ不明の児童がいた

のは，この A 小学校のみであった。

中学校については，小学校に比べてステージ 5 の割合が高いことがわかる。また，調査時現在においてはステージ 1 の生徒は中学校 2 校ともいなかった。

以上のように，学校ごとにみると，日本語能力把握の程度やステージ別人数の傾向に違いが見られる。一方で，表 10 からもわかるように北谷町の 6 校すべてに日本語指導が必要とされる日本語能力（ステージ 1～4）の児童生徒がある程度いるということもわかった。

表 7 ステージ別の児童数（小学校）
n =160

	人数	割合	日本語指導が必要	
			人数	割合
S1	8	5%	84	53%
S2	9	6%		
S3	30	19%		
S4	37	23%		
S5	63	39%		
不明	13	8%		
合計	160	100%		

表 8 ステージ別の生徒数（中学校）
n =28

	人数	割合	日本語指導が必要	
			人数	割合
S1	0	0%	13	46%
S2	2	7%		
S3	2	7%		
S4	9	32%		
S5	15	54%		
不明	0	0%		
合計	28	100%		

表 9 学校別 各ステージの児童生徒数

学校	S1		S2		S3		S4		S5		不明		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
A 小	5	7%	3	4%	15	21%	15	21%	22	30%	13	18%	73
B 小	1	3%	1	3%	3	10%	3	14%	20	69%	0	0%	29
C 小	2	5%	5	12%	7	17%	7	24%	17	41%	0	0%	41
D 小	0	0%	0	0%	12	71%	12	6%	4	24%	0	0%	17
E 中	0	0%	1	9%	5	45%	3	0%	5	45%	0	0%	11
F 中	0	0%	1	6%	4	24%	4	12%	10	59%	0	0%	17

表 10　学校別 日本語指導が必要な児童生徒数（S1～S4 合計）

学校	S1～S4 合計	
	人数	割合
A 小学校	38	52%
B 小学校	9	31%
C 小学校	24	59%
D 小学校	13	76%
E 中学校	6	55%
F 中学校	7	41%

次の表 11 は，学年別各ステージの児童生徒の分布である。表 12 は，学年別日本語指導が必要な児童生徒数である。今回回答のあった中学校の特別支援学級において，外国につながりのある生徒は在籍していなかったため，ここでは「-」とした。

表 11 学年別 各ステージの児童生徒数

学年	S1		S2		S3		S4		S5		不明		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数
小 1	3	13%	1	4%	1	4%	4	17%	14	61%	0	0%	23
小 2	1	4%	1	4%	6	22%	9	33%	8	30%	2	7%	27
小 3	2	10%	0	0%	3	15%	5	25%	5	25%	5	25%	20
小 4	1	4%	3	11%	6	22%	8	30%	9	33%	0	0%	27
小 5	0	0%	2	6%	7	20%	3	9%	19	54%	4	11%	35
小 6	0	0%	1	5%	5	25%	5	25%	7	35%	2	10%	20
小特支 (8)	1	13%	1	13%	2	25%	3	38%	1	13%	0	0%	8
中 1	0	0%	1	8%	0	0%	3	23%	9	69%	0	0%	13
中 2	0	0%	0	0%	2	33%	3	50%	1	17%	0	0%	6
中 3	0	0%	1	11%	0	0%	3	33%	5	56%	0	0%	9
中特支 (8)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 12 学年別 日本語指導が必要な児童生徒数（S1～S4 合計）

学年	S1～S4 合計	
	人数	割合
小学 1 年	9	39%
小学 2 年	17	63%
小学 3 年	10	50%
小学 4 年	18	67%
小学 5 年	12	34%
小学 6 年	11	55%
小特支 (8)	7	88%
中学 1 年	4	31%
中学 2 年	5	83%
中学 3 年	4	44%
中特支 (8)	-	-

表 11 の学年別 (8) 合計を見ると，小学校では，特別支援学級を除いてどの学年にも 20～30 人台の外国につながる児童がいることがわかる。その中でも小学 5 年生が最も多く

35 人であった。一方，表 12 の日本語指導が必要な児童（ステージ 1～4 合計）を学年別で見ると，表 11 で最も多かった小学 5 年生よりも小学 2 年生ならびに小学 4 年生のほうが多く在籍していた。表 11 の中学校では，中学 1 年生が 13 人と最も多かったが，表 12 の日本語指導が必要な生徒（ステージ 1～4 合計）を見ると，中学 1 年生は 4 人に減っており，日本語指導が必要なステージかどうかの面では中学 2～3 年生とあまり変わらない人数となっている。

表 11 で学年別に各ステージの分布を見ると，やはりステージが上がるほど多くなるが，小学 1 年生を除いては概ねステージ 3～5 に集中していることがわかる。小学 1 年生と中学 1 年生はステージ 5 が最も多く，ステージ 1～4 との差は，他の学年のそれと比べてやや大きい。この点について，小学 1 年生，中学 1 年生が入学学年であることから考えると，幼稚園から小学校へ，小学校から中学校への移行時の個人指導記録の引継ぎ方法や程度も要因として挙げられるのではないだろうか。小学 1 年生の学校生活においては，生活言語と学習言語の狭間で上位学年よりも日本語能力が把握しづらいということも考えられるが，また一方では，新しい環境において自分ができないということを見せないようにするという児童生徒の傾向があることも考慮すると，入学に伴う担当者間の連携は重要であろう。

4.3 日本語支援・指導状況

前節 4.2 では，学級担任からみた日本語能力別の児童生徒数であったが，ここでは，これらの児童生徒が実際に日本語の支援・指導を特別に受けているかどうか，学級担任が把握している状況を示す（表 13）。

回答時（2021 年 11 月～2022 年 1 月），小学校で何らかの支援を受けているのは 71 人，中学校では 12 人で計 83 人となっている。国の義務標準法より，日本語指導を受けている児童生徒 18 人に 1 人の教員定数をつけるとされていることから，北谷町に配置されるべき教員は 4.6 人＝約 5 人が加配される必要があるという現状であることがわかった。しかし，本年度北谷町に加配されている教員は 2 人となっていることから，依然として支援の手が足りていない状況がうかがえる。そのような現状において，D 小学校と F 中学校は，日本語指導が必要とされているステージ 1～4 までの児童生徒については，100％の支援率となっている。

なお，本調査では「何らかの」支援・指導を受けているものの人数を回答してもらったため，当結果の人数が取り出し指導をしている児童生徒の数とは限らない。本調査における何らかの支援・指導の有無の結果と，実際の取り出し指導数の実態の差異については次章にて述べる。

次に，支援・指導を受けていない児童生徒数に注目すると，日本語指導が必要とされるステージ 1～4 において，小学校では計 24 人，中学校では計 3 人が無支援状態となっ

ている。学級担任としては日本語指導が必要（ステージ 1～4）だと判断しているものの，その中で支援を受けていない児童生徒が小・中合わせて 27 人いるということが明らかとなった。D 小学校と F 中学校以外の 4 校はステージ 4 における無支援状態の児童生徒が支援・指導を受けている者よりも多い状況となっている。

表 13 学校別 日本語支援・指導状況（ステージ不明は含まない）

学校	支援・指導の有無	S1	S2	S3	S4	S5	学校別計
A 小学校	有	4	3	13	7	3	30
	無	1	0	2	8	19	11
B 小学校	有	0	1	2	1	1	5
	無	1	0	2	2	19	5
C 小学校	有	2	3	8	3	7	23
	無	0	2	2	4	10	8
D 小学校	有	0	0	1	12	0	13
	無	0	0	0	0	4	0
小学校 S 別計	有	6	7	24	23	11	71
	無	2	2	6	14	52	76
E 中学校	有	0	1	0	2	1	4
	無	0	0	0	3	4	7
F 中学校	有	0	1	2	4	1	8
	無	0	0	0	0	9	9
中学校 S 別計	有	0	2	2	6	2	12
	無	0	0	0	3	13	16
小中 S 別総計	有	6	9	26	29	13	83
	無	2	2	6	17	65	92

5. 現場経験から考察する無支援状態の要因

前章で述べたように，調査結果で示した「何らかの特別な日本語支援・指導を受けている児童生徒の人数」は，必ずしも日本語指導教員・支援員が日本語の取り出し指導をしている数とは限らない可能性がある。そこで，本章では，表 2 で示した実際に日本語指導教員・支援員が取り出し指導をしている人数と学級担任が支援が必要だと認めている人数および何らかの支援・指導を受けている人数を比較して考察する（表 14）。

表 14 を見ると，実際に取り出し指導をしている人数と学級担任が何らかの支援・指導を受けていると認識している人数には開きがある。実際の現場の状況を踏まえると，この人数の差は，学習支援員による入り込み支援や学級担任による放課後支援などの可能性が考えられる。2014 年（平成 26 年）に学校教育法施行規則が改正され，日本語指導を「特別の教育課程」として編成実施することが可能になったが，その主たる指導者は，教員免許状を有する教員とされ，指導方法は取り出し指導と定められている。つまり，日本語指導教員・支援員による取り出し指導は「特別の教育課程」として教育課程

上に位置づけられるが，放課後支援は，あくまでも「特別な支援」であり，教育課定上に位置づけられたものではない。学級担任の認識と実際の取り出し指導の差にあたる児童生徒については，DLA を本格実施することでより正確な判断が求められる。

また，S1～S4 と判断された児童生徒については，個別学習支援等が必要とされることから，取り出し指導がのぞましいと考えられるが，表 14 を見ると，支援が必要とされる人数は 97 人，実際に取り出し指導をしている人数は 70 人であるので，27 人が必要な支援を受けられていないことがわかる。

表 14 日本語支援・指導状況まとめ（2021 年 11 月～2022 年 1 月）

学校	日本語指導教員・支援員	学級担任	
	実際に取り出し指導をしている人数（表 2 より）	何らかの特別な日本語支援・指導を受けている人数（S1～S5）（表 13 より）	支援が必要な人数（S1～S4）（表 10 より）
A 小学校	20	30	38
B 小学校	3	5	9
C 小学校	20	23	24
D 小学校	13	13	13
E 中学校	6	4	6
F 中学校	8	8	7
合計	70	83	97

そこで次に，支援が必要であると把握されているのに無支援状態であるのはなぜかについて考察する。これまで筆者らが知る県内での複数学校現場における受入れ・指導経験を踏まえると，3 つの要因が考えられる。まず一つ目は，日本語指導担当教員・支援員がすでに指導可能な人数を超えていることである。前述したように，北谷町では全 6 校の日本語指導が必要な児童生徒の取り出し指導を 3 人の教員･支援員で担当している。その配置状況は次の表 15 の通りである。

表 15 北谷町 全 6 校における日本語指導教員配置状況[9]

日本語指導教員・支援員	担当校	取り出し指導児童生徒数	計
教員 a	A 小学校	20	28
	F 中学校	8	
教員 b	B 小学校	3	23
	C 小学校	20	
支援員	D 小学校	13	19
	E 中学校	6	

表 15 を見ると，各教員が義務標準法で定めるところの 18 人を超える人数を担当している。さらに，二つの学校をまたいでの指導となり，物理的な負担も少なくない。こうしてみると，指導する教員負担の観点からだけでなく，子どもたちへの学びの機会ならびに質を保障するためにも，義務標準法による教員定数の厳守が求められるだろう。

二つ目の要因は，保護者からの同意が得られないケースが考えられる。北谷町では，日本語の取り出し指導をする前に保護者から「日本語教室入級希望届」を提出してもらっている（髙橋他編 2021）。北谷町に限らず，日本語教室を有する県内学校に在籍する重国籍児にしばしばみられるが，保護者のどちらかが日本国籍を有する場合，在籍教室を離れて別の教室で支援を受けることに対し，「いじめの対象にならないか，蔑視されないか」という危惧が生じて，日本語の取り出し指導を拒むケースが実際にあった。取り出し指導を断る際に，保護者は「家庭で日本語を指導するから」と断りを伝えるが，実際は家庭内での日本語指導が進まず，当該児童生徒の学習の遅れが学年を上がるごとに顕著になることが少なくない。

三つ目の要因としては，当該児童生徒本人が取り出し指導を望まないケースである。日常会話にさほど支障がない児童生徒の中には，学級を離れ特別な支援を受けることで，他の子どもから特別視されたくないという理由で支援を拒否する場合がある。生活言語と学習言語が違うことを伝えるが，理解してもらうことが難しい。

つまり，無支援状態の要因については，さらなる客観的調査が必要とされるが，本章冒頭で明らかになった学級担任の認識と実際の取り出し指導の差にあたる児童生徒や無支援状態の児童生徒については，DLA を実施することで支援の要否に加えて，支援の質や内容についても把握する必要があることを示している。

6. 課題と提言

本調査の結果から，北谷町における日本語指導が必要な児童生徒の支援状況について明らかになったことは以下の通りである。【　】は本稿の節番号である。

① 「外国につながりのある児童生徒」で子どもたちを把握すると，従来の「学校基本調査」での「帰国児童生徒数及び外国人児童生徒数」の約 10 倍以上もの子どもが対象範囲に含まれる。また，小中ともに，「外国につながりのある児童生徒」のうち約半数が，学級担任が日本語指導が必要だと認めるステージレベルである。【4.1】

② 日本語指導が必要な児童生徒の人数や日本語能力は，北谷町内においても，年度差や学校差が顕著である。【4.2】

③ 小学 1 年生と中学 1 年生は，他の学年に比べ，学級担任が「特別な支援・指導が必要ない」と把握するレベルの児童生徒の割合が高い。【4.2】

④ 学級担任が，何らかの日本語指導・支援を受けていると把握している人数は 83 人（表 13，14）で，実際に日本語教員・支援員が取り出し指導をしている人数は 70 人（表 2，14）であることから，13 人の差がある。【4.3，5】

⑤ 学級担任が，何らかの日本語指導・支援を受けていると把握している人数は，小中あわせて 83 人（表 13，14）であるが，義務標準法による加配定数に基づくと，配置されるべき教員は約 5 人となり，現状の教員配置数は十分とはいえない。【3.1，4.3】

⑥ 学級担任が，日本語支援が必要だと認める人数は 97 人（表 10，14）であるが，実際に取り出し指導を受けている人数は 70 人（表 2，14）であり，比較的指導体制が整備されている自治体であっても，無支援状態の児童生徒が 27 人もいる。【4.2，4.3】

上記の結果から，課題を指摘し，今後の提言について述べる。

まず，①については，日本国籍を有する重国籍の子どもたちの背景が多様であることを踏まえ，母語や国籍によらずに「外国につながりのある児童生徒」の把握をすることで，日本語指導が必要な児童生徒の実相に近づけると考える。

②については，日本語指導が必要な児童生徒の人数や言語能力が，年度によって学校間で差が生じているので，柔軟に対応するためにも自治体内に日本語初期指導教室を設け，どの学校からも通級可能で，集中的に日本語を学ぶことができる体制を整えるべきである。特に，北谷町では，加配教員が配置された後，年度内に移動する児童生徒が少なくない。もちろん在籍校以外から初期指導教室に通級するにあたっては，すでにそうした教室を設置している他府県の事例を見ると，交通手段や在籍校との連携等，課題も多いが，教員負担の軽減や児童生徒の学びの充実等，メリットも多い。

③については，幼稚園から小学校，小学校から中学校，中学校から高校への日本語指導が必要な児童生徒の個人指導記録の引継ぎが不十分である可能性を示唆している。入学したばかりの学年では，ただでさえ学校内に児童生徒の就学状況の情報が蓄積されておらず，十分ではない。幼稚園と小学校，小学校と中学校，さらには中学校と高校とが連携することによって，学びの分断を防ぐことが可能となる。北谷町のように自治体内のすべての学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する自治体では，各学校に多文化共生教育の校務分掌を設けることによって，学校間の連携や情報共有がしやすくなると考える。

④の学級担任の把握と実際の取り出し指導の人数の誤差 13 人については，「特別の教育課程」としての取り出し指導の要否について，さらなる DLA の実施が必要とされる児童生徒と考えられる。このようにより専門的な判断が求められる児童生徒の存在を顕在化させたことが本調査の成果と言える。

⑤，⑥に関して，先行研究においては，学校現場の教員は日本語教育の専門知識が十分にないことを指摘されてきたが，本調査結果からは，学級担任が日本語指導が必要だと認める児童生徒にさえも，必ずしも必要な支援がなされていない実態が明らかになった。また，日本語支援体制が比較的整っていると思われた自治体でさえも，このような状況であるので，他自治体についても日本語指導が必要な児童生徒の実態把握が急務の課題である。

最後に，2019 年 6 月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行されたが，そこでは子どもの日本語教育支援体制の促進・充実は，国および自治体の責務であると定められている。しかしながらこれまで県内では行政主導の子どもの日本語教育関連事業や教員研修，保護者への講演会等はほとんど行われていない。行政関係者ならびに学校関係者，保護者等へ日本語教育にかかわる研修機会を設け，理解を促すことで，教員の育成だけでなく当該児童生徒に関わる者全体での支援・指導体制作りへとつながるであろう。

付記

ご多忙の中，本調査に協力してくださった北谷町教育委員会ならびに学校関係者の皆さまに感謝申し上げます。本研究は, JSPS 科研費 JP21K00600 の助成を受けたものです。

注

（1）本稿の執筆分担は，髙橋が 1, 2, 3, 4（分析），5, 6，渡真利が 3, 4, 5（表），平良が 5 である。

（2）文部科学省による「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等調査」は 2010 年度（平成 22 年度）調査までは毎年 9 月 1 日現在で行っていたが，2012 年度（平成 24 年度）調査より 5 月 1 日現在に改め，隔年で実施している。

（3）ただし，義務標準法については，2026 年 3 月 31 日までの 10 年間は，経過措置期間として，児童生徒数及び教職員総数の推移等を考慮しながら，規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることと定められている。

（4）筆者らが活動する「沖縄県子ども日本語教育研究会」のパンフレット（2021）参照。

（5）桐村・吉田（2021）では，「外国につながりのある子ども」を「在籍している児童生徒のうち両親あるいは片方の親が外国人である児童生徒」としているが，本調査では，両親の国籍如何を問わず，本人の国籍や外国滞在経験からの外国とのつながりから「外国につながりのある児童生徒」としている。

（6）沖縄県企画部統計課(2021)での「外国人」とは 2020 年 5 月 1 日現在の外国籍のみを有する児童・生徒であり，「帰国児童」「帰国生徒」とは，前年の 2019 年度間（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）に帰国した児童・生徒数であるとしている。つまり当学校基本調査では，日本国籍のみの者や日本国籍を含む重国籍の者，またそれらの者が 2019 年度以外の年度に帰国した場合については人数に含まれていない。

（7）ただし，F 中学校については特別支援学級の回答はなかった。

（8）本稿の表では，小中学校の「特別支援学級」を「小特支」，「中特支」と略す。北谷町の特別支援学級は，複学年の児童生徒がいるため，学年・学級とは別に集計した。

（9）2022 年 2 月に開催された北谷町での日本語指導担当者会での聞き取り調査から。

引用文献

（1）沖縄県企画部統計課（2021）「令和 2 年度学校基本統計（学校基本調査）」

（2）桐村豪文・吉田美穂（2021）「多文化共生と日本語指導が必要な子どもの把握－「外国とのつながり」と「学習言語」に着目した調査の在り方－」『弘前大学教育学部紀要』第 125 号, pp.219-230

（3）髙橋美奈子・渡真利聖子・中川麻美・平良ゆかり・天願千里佳（2020）「沖縄県における「外国人の子供の就学状況等調査結果」に関する一考察」『琉球大学教育学部紀要』第 97 集, pp.119-141

（4）髙橋美奈子・渡真利聖子・北上田源・中川麻美編著（2021）『沖縄県における外国人の子供の就学状況等発展的調査報告書』2020 年度公益信託宇流麻学術研究助成基金「沖縄県における外国人の子供の就学状況に関する研究」成果報告書，沖縄県子ども日本語教育研究会

（5）日本経済新聞（2022）「要日本語指導の子ども，国把握の 2 倍　青森で弘前大調査」『日本経済新聞』2022 年 1 月 24 日，朝刊，12 版, p.34

（6）文部科学省（2014）『外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA』

（7）文部科学省（2019）「「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 30 年度）」の結果について」

（髙橋・渡真利―琉球大学，平良―北谷町立北玉小学校）

The Support Status Grasped by Class Teachers of Students in Need of Japanese Language Guidance: Observed from the Survey to All Grades in Elementary and Middle Schools Conducted in Chatan-cho, Okinawa Prefecture

TAKAHASHI Minako, TOMARI Seiko, TAIRA Yukari

Abstract

Based on the JSL assessment reference framework created by the ‘Dialogic Language Assessment of Japanese as a Second Language’, this research was conducted using a survey form created to grasp the status of students in need of Japanese language assistance. The survey was conducted among all class teachers in Chatan-cho, Okinawa Prefecture where the support for the Japanese language was relatively accommodated to research on their students with ties to foreign countries and questioned students’ class participation and Japanese language ability.

As a result, class teachers acknowledged that more than three times the total number of students indicated on the ‘Survey on acceptance status of students in need of Japanese language guidance’ (Ministry of Education) were necessary to receive support on their special guidance for the Japanese language, and furthermore more than one-third of the students had not received any support.

With this survey result, it is suggested that it is necessary to accurately measure by DLA the necessity of language support and the content of support for unassisted students and students who fall in the gap between the class teacher's understanding of the situation and the actual removal of instruction.

【Keywords】Students with foreign-related backgrounds, Students in need of Japanese language guidance, DLA, Japanese language support system, Okinawa Prefecture

(TAKAHASHI・TOMARI: University of the Ryukyus, TAIRA: Kitatama elementary school)